

陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月十三日

川 田 龍 平

参議院議長 江 田 五 月 殿

陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問主意書

立川反戦ビラ入れ事件について、陸上自衛隊東部方面情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）による関与の有無、活動内容、作成した文書等を明らかにする必要があるとの観点から、以下質問する。

一 情報保全隊が作成した「立川自衛隊監視テント村構成員の逮捕」と題する文書（以下「本文書」という。）は、実際に存在するのか明らかにされたい。

二 本文書が存在するのであれば、内容を示されたい。示さないのであれば、理由を明らかにされたい。

三 本文書は、情報保全隊が作成したのか明らかにされたい。

四 情報保全隊立川派遣隊は、二〇〇四年二月当時、何人が所属していた部隊なのか明らかにされたい。

五 警視庁立川署から、情報保全隊立川派遣隊に対し、「立川自衛隊監視テント村」メンバーの摘発に対する協力依頼があつたことは事実か。また、事実であるとすれば、具体的にどのような協力依頼があつたのか。それぞれ明らかにされたい。

六 本文書には、市民団体「立川自衛隊監視テント村」のメンバーの顔写真、年齢、住所、本籍、職業などが記されているのか明らかにされたい。また、情報保全隊が「立川自衛隊監視テント村」メンバーの個人

情報の収集を行っていたことは事実か。事実であるとすれば、情報保全隊は同市民団体メンバーの個人情報は何を把握していたのか。さらに、どのような手段で収集したのか。それぞれ具体的に明らかにされた
い。

七 情報保全隊立川派遣隊は、被害届の提出、実況見分立会い、面割協力などの自衛隊内での調整を行っていたのか明らかにされたい。

八 二〇〇三年十二月二十二日及び二〇〇四年一月二十三日に立川市栄町の防衛庁宿舍（当時）の宿舍管理者が同事件の被害届を警視庁に提出する過程で、情報保全隊が何らかの関与を行ったことは事実か。また事実であるとすればどのような関与を具体的に行ったのか。それぞれ明らかにされたい。

九 本文書において、警察の「捜査員の談」として「我々としてはテントの構成員に2、3日くさい飯を食ってもらいたいんですがね。そうすれば、テント村も多少変わってくると思うんです」との記述があるのか。あるとすれば、当時、情報保全隊立川派遣隊も、記述で示されたような警視庁捜査員と同様の認識を持っていたのか。それぞれ明らかにされたい。

十 警視庁の依頼に応じて、情報保全隊が民間人の摘発に協力することは同隊の業務の一環としてこれまで

も行われてきたことなのか。行われてきたのであれば、同業務の法的根拠はどこにあるのか。それぞれ具体的に示されたい。

右質問する。

